

**加古川市手話言語及び障がい者コミュニケーション施策推進委員会
委員名簿**

	区 分	関係機関・団体名／役職名	氏 名
1	学識経験を有する者	兵庫大学生涯福祉学部 教授	そまやま きよえ 山 貴要江
2		兵庫県立姫路聴覚特別支援学校 教諭 手話サークルしゅわっち 代表	かわそえ まさふみ 川添 雅史
3		(公社) 兵庫県聴覚障害者協会	か だ まさのり 嘉田 眞典
4	障がい者当事者 団体又は家族団 体の代表者	加古川ろうあ協会	あらか りつこ 荒木 里津子
5		加古川中途失聴・難聴者協会	わきもと ひろし 脇本 廣司
6		加古川市視覚障害者福祉協会	やまもと ひろあき 山本 博昭
7		加古川市手をつなぐ育成会	さわだ きみよ 澤田 きみよ
8	障がい者を支援 する事業者又は 団体の代表者	加古川要約筆記たんぽぽ	ながい ちよみ 永井 智代民
9		点訳グループあゆみ	ふなごし ふくよ 船越 福代
10		朗読ボランティアグループさざなみ	たちばな みえこ 橘 美恵子

平成 29 年 3 月 31 日

福祉部長決定

加古川市手話言語及び障がい者コミュニケーション施策推進委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 加古川市手話言語及び障害者コミュニケーション促進条例（平成28年条例第38号）

第 7 条の規定に基づき、手話言語への理解の普及及び障がい者のコミュニケーション手段の普及に係る施策について、障がい者、コミュニケーション支援者その他の関係者（以下「障がい者等」という。）の意見を聴くため、加古川市手話言語及び障がい者コミュニケーション施策推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、本市における手話言語への理解の普及及び障がい者のコミュニケーション手段の普及に係る施策について、障がい者等から意見を聴取するものとする。

2 委員会は、市が設置する加古川市障害者施策推進協議会に対し、前項により聴取した意見を提出するものとする。

(委員)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）で構成する。

- (1) 障害福祉に関する学識経験を有する者
- (2) 障がい者当事者団体又は家族団体の代表者
- (3) 障がい者を支援する事業者又は団体の代表者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員長は、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数を超える委員の出席がなければ開くことができない。

(報償)

第7条 委員長及び委員の報償の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 委員長 日額 11,000円
- (2) 委員 日額 9,000円

(会議の公開)

第9条 会議は、原則公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員長は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 加古川市情報公開条例（平成10年条例第27号）第5条各号に掲げる不開示情報が含まれる事項について意見を聴取する場合
- (2) 会議を公開することにより、公正若しくは円滑な会議の運営が阻害され、又は会議の目的が達成できなくなるおそれがあると認められる場合

(会議の事前公表)

第10条 委員長は、会議を開催しようとする場合は、あらかじめ次の各号に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題

- (5) 公開・非公開の別
 - (6) 非公開の理由
 - (7) 傍聴人の定員
 - (8) 傍聴手続
 - (9) 傍聴人の決定方法
 - (10) 問い合わせ先
 - (11) その他委員長が必要と認める事項
- 2 前項に規定する公表は、会議を開催する日の14日前までに、市ホームページに掲載する方法等により行うものとする。ただし、会議を開催する日の14日前までに公表することができない特別な事情がある場合は、会議を開催する日までに公表するものとする。
- (傍聴)
- 第11条 会議は、第9条ただし書きの規定により非公開とする場合を除き、傍聴することができる。
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を開催する場所（以下「会議場所」という。）に入場できない。
- (1) 銃器、火薬その他危険物と認められるものを所持している者又は所持のおそれのある者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) ラジオ、拡声器、マイク等により会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを所持している者
 - (4) 前各号に定めるもののほか、会長が会議の進行上、支障になると認める者
- 3 傍聴人は、次に掲げる事項に従わなければならない。
- (1) みだりに私語を発したり騒ぎ立てるなど、会議の進行を妨げるような行為をしないこと。
 - (2) 委員会における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明するような行為をしないこと。
 - (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (4) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
 - (5) 前各号に定めるもののほか、委員会の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為を

しないこと。

- 4 委員長は、傍聴人が前項各号に掲げる事項に違反するとき、又は委員長の指示に従わないときは、当該傍聴人に対し退場を命ずることができる。

(撮影及び録音の禁止)

第12条 傍聴人は、会議場所において、撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、事前に委員長の許可を得たときは、この限りでない。

(会議資料の閲覧等)

第13条 委員長は、会議を公開するときは、傍聴人に会議資料（不開示情報が記載されている場合は、当該記載されている部分を除いたもの）を閲覧させるものとする。この場合において、当該会議資料は、冊子、写真等用意することが困難なものを除き、傍聴人の定員の数を用意するものとし、閲覧させた資料は傍聴人に持ち帰らせることができる。

(会議録の公表)

第14条 委員長は、会議終了後、速やかに会議録を作成し、市ホームページに掲載する方法等により公表するものとする。

(庶務)

第15条 委員会の庶務は、福祉部障がい者支援課において処理する。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 第6条の規定にかかわらず、初回の会議については、市長が招集する。